

平成25年度 亀岡市立病院運営委員会議事録

開催日時 : 平成25年12月11日(水) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所 : 亀岡市立病院 ウェルネスホール
出席委員 : [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
計6名 ※欠席 : [REDACTED]
病院職員 : 坂井病院事業管理者、天池医療管理監、上田病院長、松浦看護部長、野中管理部長、佐々木病院総務課長、小笹医事課長、赤間経営企画課長、竹内経営企画係長、小泉経営企画主査
同席者 : 亀岡市民新聞記者1名、京都新聞記者1名(途中同席) ※傍聴者なし。

【進行要旨】

開 会 (司会進行・野中管理部長)
委嘱状交付 (坂井病院事業管理者)
開会挨拶 (坂井病院事業管理者)
会長選出 事務局一任の発声([REDACTED])により、野中管理部長が[REDACTED]を会長に指名し全会一致で決定。
副会長選出 [REDACTED]が[REDACTED]を副会長に指名し全会一致で承認。
※会長・副会長の各々から就任の挨拶を受ける。
出席者紹介 事務局職員・自己紹介。
議 事 (進行・[REDACTED])
事務局説明 議事(1) 亀岡市立病院の運営状況について(経営企画課長)

【質疑応答】

[REDACTED]委員

平成25年7月からリハビリテーション科の開設が行われているが、専任若しくは専従の医師が配置されたということか。

上田病院長

専任の医師(整形医師)が配置されていることと作業療法士1名を雇用したことにより標榜している。

[REDACTED]委員

12月4日の市議会では[REDACTED]の質問に対して坂井(病院)事業管理者の答弁があり、中継録画を見て理事会(医師会)で検討した。

坂井(病院)事業管理者は、“副院長の手当を病院長と同格にして、トップリーダーとし

て医療管理監と言う役職を設け、病院長と同格にしている。”と言われている。けれども“医療法上の全責任は病院長である。”と言われている。また、“組織図がある。”と言われているが、本資料2ページの市立病院の概要では病院長と医療管理監が並列の立場で記載されており、全医療の責任者が病院長であることから本記載についての理解に苦しむ。医療管理監がされた事でも、病院長が責任を取らされると言うのであれば、その辺の説明をお願いしたい。

野中管理部長

(病院) 事業管理者が開会挨拶のなかでも言われたが、病院も様々な課題を抱えており、その解決を図るためにトップマネジメントを強化する目的で医療管理監を設置している。あくまでも病院というのは地方公営企業法に基づいて全部適用しているので、経営の最高責任者は組織図のとおり病院事業管理者である。病院事業管理者は医師ではないので、医療法上の管理者は病院長である。医療管理監について厳密に記載した文書もあるが、医療管理監の業務は、「病院事業管理者が特に命ずる業務に関して、職員の指揮監督をすることが出来る」と定めている。

また、それと併せて従来診療部長が所管・管理する目的で設置していた診療部を診療部長に代わって医療管理監が所管するとしたものである。

委員

そのことは一般質問の時でも言っておられた。病院長と医療管理監が並列になっているのは何故か。

野中管理部長

組織図であるので手当(額)上・同格にしているので並列に記載しているが、それをもって、医療法上の管理者が病院長ではないということではない。

委員

私は亀岡市医師会として話をしている訳で、この様な組織図では、どちらに権限があるのか非常に解りにくい。当医院でも組織図はつくっているが、この組織図は大事なものであって、誰が見ても病院長が医療管理監の責任を負わされるのであれば、病院長が上にくるのが常識ではないか。

野中管理部長

地方公営企業法上の最高責任者は病院事業管理者であるが、その補助職員として医療法上の管理者が病院長である。医療法上の管理者が病院長であるということは、1階フロアに掲載しているところであり対外的にも明示している。組織図的に議論があっても直すことは出来ないが、(医療法上の)責任者は病院長である。

委員

他院の事例(パソコンでの検索)を見ると、普通は病院長があつて、そこに管理監がくる。他の水道や全道の組織では、管理監が途中に入っている。普通の考え方としては委員が言われている様な考えが正しいと思う。私も医療管理監の立場が良く解らない。

しかも診療部を担当されるのであれば病院長と立場が同じになる。

野中管理部長

この組織図（資料P2）は簡単に表現しているが、当院には運動器疾患センター長がおおり、副病院長格としている。業務の内容で順位付けは出来ないので当院独自の手当額をもって同格としているものである。

■ 会長

手当額の問題と組織図とは違うと思う。

■ 委員

医療（法）上の責任（者）は病院長ですね。

野中管理部長

この資料（組織図）はパワーポイントで作成した関係で大まかに記載しているもので、別に内部資料として組織図はある。

■ 委員

それを公開することは出来ないのか。

野中管理部長

公開することは可能です。

■ 委員

（亀岡）医師会としては（市立）病院の組織がどうなっているのか知っておきたいので（亀岡）医師会に提示してほしい。

坂井病院事業管理者

掲載した組織図は上下の関係を表すものではない。医療（法上）の責任者は病院長であるが、内部の管理は数多くあるので、それを医療管理監が担うこととしている。

■ 委員

（市議会で）“医療管理監をつくることで顧問弁護士に相談して特に問題は無かった。”と答弁されているが、その顧問弁護士は何人おられるのか。

野中管理部長

私どもの顧問弁護士として京都中央法律事務所にお世話になっているが、複数の弁護士の先生がおられ、代表は■である。（市立）病院及び亀岡市の顧問弁護士の先生にも相談した結果、「法的に特に問題ない」というご意見であった。組織の中で役割分担をすることは、組織として問題ないという見解である。

■ 会長

運営委員会で法的な問題について説明されても解らない。ただ、■委員が言われる様に責任所在がハッキリしないのが問題と考える。何故、上下に表示できないのか、実際に院内で問題なく分担できているのか懸念する。

上田病院長

病院長は私であるので病院長としての責任は認識している。

■ 会長

天池先生はどうですか。

天池医療管理監

診療部のみならず病院の企画経営に係ることについて受け持っている。外に出ること（対外的なこと）はしていない。

■ 委員

大事なことは、医療管理監が出来たことで、上田先生の仕事がやり易くなったかどうか大切なことである。病院長から一言を伺いたい。

上田病院長

まだ（医療管理監を設置して）日が浅く、どこまでの業務と言うのは明確ではないので ■■■■■ の言われる様に解りにくい表現であると認識はしている。

■ 委員

市役所で副市長にも筆頭副市長など上下があるが、この組織図ではいつまでたっても理解を得られないものである。責任所在の上下をハッキリさせるべきである。

野中管理部長

（事業）管理者が（病院）全ての権限を持っているが、全ての業務を負うことは出来ない。で、（事業）管理者の裁量で職責を置き、その中で業務を遂行しているものである。

繰り返しになるが、「医療法上の責任者は病院長」であり、「医療管理監の職務は経営戦略や組織の管理」としているのご理解を願いたい。

■ 会長

医療法上の管理者は病院長で良いのですね。

野中管理部長

そうです。そのことは従来から何も変わっておりません。

■ 会長

話がつきないので次に進みたいと思う。先程の（事務局）説明で病院経営が難しい状況であると聞いたが、中・長期の計画はあるのか。

野中管理部長

目標値として入院の病棟利用率80%、1日外来患者数300人としている。昨年度と今年度は計画としては策定していないが予算編成の時期に内部資料として3年間の経営見直しを作成している。入院では目標に近づけるため、医局に毎日の入院患者状況を貼り出して努力してもらっている。

■ 委員

それ（予算資料）は当委員会で見せてもらえないのか。

野中管理部長

予算書の作成は来年1月となるので現段階では（時期的に）公表できない。

■ **委員**

この4月から外来を予約制とされているが、受診者の立場から急変者（救急外来）の対応がどの様になっているのか。予約制により待ち時間が少なくなり嬉しく思う反面、急変時対応が難しくなり、外来患者数への影響も考えられると思う。

上田病院長

内科、眼科を除き外来受診は予約制としているが、当日の症状を見て予約順の変更や割り込みなど、急変時の対応をしている。医師の確保も従来どおりに続けている。

■ **委員**

亀岡医師会も医師の平均年齢が上がり、休日診療の対応に苦慮している。特に小児科で将来的に月1回でも市立病院で協力してもらえたら幸いである。また、入院患者の受け入れも対応してもらいたいと考える。

上田病院長

開院当初2名の小児科医師がいたが現在では1名となり、外来と入院の兼務は難しい状況となっている。他院の先生からも伺っている要望であるので対応を考えていきたい。

■ **委員**

経営企画課を新設されたという事であるが、人員の構成はどうか。

野中管理部長

課長1名と電子カルテ導入より担当していた2名の職員をスライドさせ、非常勤1名を加えた4名体制で行っている。

■ **委員**

他院では、電子カルテなどITを専門に扱うメンバーが必要と思うが、亀岡市立病院ではどうか。最近、電子カルテを扱う学会が発足し、そういった学会への参加やメンバーが在籍しているのか。

竹内経営企画係長

「日本医療情報学会」のことと思うが、私は医療情報技師認定を独学で取得し、学会参加などで最新情報の知識を吸収し情報管理に取り組んでいる。

■ **委員**

東京の方では講習会も行われ、レベルの高いものと聞いている。機会があれば参加して、知識の吸収と経営改善に活かしてほしいと思う。

次に、職員給与費と経費の比率から、外部委託化への進展が他院に比べ遅れていると考
えるかどうか。

野中管理部長

当院では開院当初から委託出来る業務は可能な限り外部委託を進めている。経費の中に
委託料を計上しているので実質的な人件費はもっと高くなる。

委員

診療報酬の改定で入院費も下げられ、収益が下がる中、外来患者の獲得も更に必要と思
うが何か策はあるのか。

坂井病院事業管理者

当院の内科は医師確保の問題から、非常勤医師に頼らざるを得ない状況である。(収益が
下がらないよう)更に努力を続けている。

会長

看護必要度の問題について、厚生労働省は7対1看護基準病院を減らすような改定が予
測されるが市立病院ではどうか。方向性を考えて行く時期と思う。

松浦看護部長

看護必要度の問題や、人員確保に対して厳しい状況であることに変わりないと考えてい
る。

坂井病院事業管理者

現状として7対1基準を取得しているが、高齢化に対応することも将来的には考慮する
必要が出てくると考えている。

会長

病院の経営的な企画立案において、事務的な人材を配置するよりも専門的な人材を配置
すべきと考えるかどうか。

野中管理部長

(経営企画課は)新設されたばかりの部署であるので、将来的に外部の医療に詳しい経
営的な知識を有する人材を配置する予定としている。

委員

病院運営を継続する場合、患者さんの声を拾うことも重要と思う。定期的なアンケート
調査など実施しているのか。

上田病院長

(入院患者を除く)定期的なアンケートは実施できていない。

委員

外部からの意見を真摯に受け止め、運営に活かすことにより病院の方向性を導き出し、より良い医療を続けていてもらいたいと思う。

※会議中に委員にのみ、参考として「市民健康教室」のアンケート結果を提示。

会長

公立病院の立場として、救急医療は負債を強いられ、そこに市からの負担金が投入されていると思うが、ある部分で救急の受け入れを断っている様に感じる。医師の方で負担金なども含め、公的医療機関としての認識はあるのか。民間の医療機関と違い、税金を投入していることを考慮してほしい。救急患者を断らない意識教育はしているのか。

上田病院長

(医師間で) 意識統一を図る努力はしている。

委員

救急受動率は出せるのか。まだ一般的ではないが最近では公表している病院もある。

管理部長

その統計(救急受動率)は取れていない。

【進行要旨】

委員会閉会 : (会長)

事務局説明 : 次第6・その他事項(経営企画課長)

(1) 第52回全国自治体病院学会の参加について

(2) 亀岡市立病院開院10周年記念式典の開催について

※その他、「公営企業会計制度」「次期改革プラン」「診療報酬」の見直し改定について

閉会挨拶 : (副会長)

《配布資料》

- 1) 平成24年度 亀岡市病院事業会計決算書
- 2) 亀岡市立病院 外来・検査・救急担当医表